

中央区社会教育関係団体登録事項同意書

1. 登録基準について

- (1) 公の機関その他団体の構成員（以下「構成員」という。）以外の者から団体の組織及び運営に関し具体的な発言指導又は干渉を受けることなくその構成、人事、活動、会計等について団体の構成員自らが行う団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に社会教育に関する活動を行うことを主たる目的とした団体であること。
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
- ア 団体としての運営の規約を有すること。
 - イ 団体の代表者が区内に居住し、又は在勤していること。
 - ウ 団体の代表者が既に登録をしている同一内容の活動を行う他の社会教育関係団体の代表者でないこと。
 - エ 団体の日常の活動人員が5名以上であること。
 - オ 団体の構成員の7割以上が区内に居住し、又は在勤していること。
 - カ 活動に起因する対価により収益を得ることを目的とした構成員が含まれないこと。
 - キ 18歳未満の者が団体の活動に参加する際は、当該者の保護者が当該者を構成員とした登録等について承諾していること。
 - ク 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者のみによって組織されている団体については、原則として、団体の活動の指導又は監督にあたる18歳以上の者が団体の代表者になっていること。
 - ケ 主な活動費に構成員からの会費等を充てていること。
- (4) (1)から(3)までの基準を満たしていても、次の行為を行う団体は登録できません。
- ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為
 - イ 特定の政党の利害に関する活動又は公の選挙における候補者を支持し、若しくはこれに反対する等の政治活動
 - ウ 特定の宗教（教派、宗派、教団等）に関する活動
 - エ アからウまでのほか、教育委員会が団体として不適当と認める行為

※ 上記(1)から(4)までの基準から、塾や教室のように講師が中心となり月謝（会費）を徴収している等、会の運営が構成員以外に依存している団体、会社の研修を目的とするような団体等は認められません。

2. 社会教育会館の利用にあたって

中央区立社会教育会館条例及び中央区立社会教育会館条例施行規則に基づいて活動を行うこと。

上記の登録基準及び社会教育会館の利用について確認、承諾の上、登録申請を行います。

(宛先) 中央区教育委員会

年 月 日

団 体 名

代表者署名

(※必ず自署してください。)